

戸籍謄本等の広域交付等の開始に伴う和光市手数料条例の一部改正（案）について

1 概要

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が令和6年3月1日に施行され、戸籍謄本等の広域交付、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付等に関する事務が開始されます。

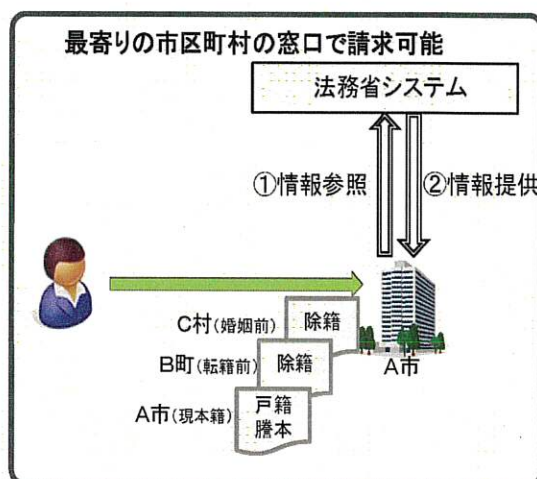
これに付随し、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正された事に伴い、和光市手数料条例の所要の改正を行います。

2 法改正に伴い開始する事務及び手数料

(1) 戸籍謄本等の広域交付の開始

これまで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本等の交付が本籍地以外の全国の市区町村においても可能となり、最寄りの自治体窓口で他の市区町村に存在する自己、配偶者、直系尊属、直系卑属の戸籍謄本等が取得できるようになります。

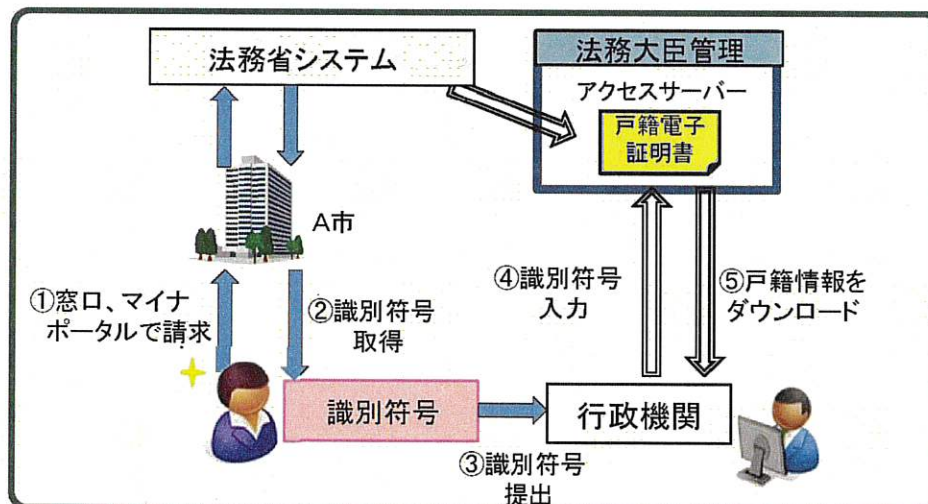
なお、広域交付する戸籍謄本等の発行手数料については、現在の手数料と同額となります。



(2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行

新たに、電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を提供するための識別符号（戸籍電子証明書提供用識別符号）の発行を開始します。

- ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円/1件
- ・ 除籍（改製原戸籍を含む）電子証明書提供用識別符号の発行 700円/1件



ただし、マイナポータルを利用して電子証明書提供用識別符号を取得する場合、又は当該戸籍電子証明書等に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍謄本等と同時に請求する場合は、手数料は徴収しません。

(3) 戸籍届書等情報の内容証明書の交付

戸籍届書等情報（戸籍届書及びその添付書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付及び届書等情報の内容を出力したものの閲覧が可能となります。

なお、戸籍届書等情報の内容証明書の発行手数料については、現在の手数料と同額となります。

和光市手数料条例の一部を改正する条例（案）

改正後			改正前		
別表（第2条関係） （1）戸籍法（昭和22年法律第224号）関係			別表（第2条関係） （1）戸籍法（昭和22年法律第224号）関係		
事項	単位	金額	事項	単位	金額
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書（戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。以下この表において同じ。）の交付	（略）		戸籍の謄本又は抄本の交付	（略）	
除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書（除籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面をいう。以下この表において同じ。）の交付	（略）		除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	（略）	
			戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1件	450円
			除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1件	750円
届出若しくは申請の受理・不受理の証明書又は電子化された届書等情報の内容の証明書の交付	（略）		届出又は申請の受理・不受理の証明書の交付	（略）	
（略）			（略）		
届書その他の書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧	（略）		届書その他の書類の閲覧	（略）	
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1件	400円			
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われ	1件	700円			

<p>た場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
(2)~(17) (略)		(2)~(17) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和光市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。